

## 大分大学教育マネジメント機構アドミッションセンター細則

令和3年2月22日制定

令和3年細則第3号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第7条第2項の規定により、アドミッション・ポリシーに基づき、入学志願者を拡大して優れた入学者を選抜確保するため、入学者選抜全般に係る企画及びその実施を目的として設置する、大分大学教育マネジメント機構アドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜の実施に関すること。
- (2) 入学者選抜改革に関すること。
- (3) 入試問題の作成に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る調査、分析、評価、研究及び企画に関すること。
- (5) 入試情報の収集及び情報提供に関すること。
- (6) 入試広報に関すること。
- (7) 高大接続に関する業務のうち、入学支援に関すること。
- (8) その他入学者選抜並びにセンターの組織及び運営に関し必要な事項

### (構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 教育マネジメント機構の教員 3人
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号及び第4号の構成員は、機構長が指名する。

### (センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

### (センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長の申出により、機構長が指名する。

3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター次長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学教育マネジメント機構アドミッションセンター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) センターの業務の企画及び実施に関する事。
- (3) センターの担当教員の編成に関する事。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(センター会議の構成)

第7条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) センター次長
  - (3) 教育マネジメント機構の教員 3人
  - (4) 各学部入試委員長
  - (5) 学生支援部長
  - (6) 学生支援部入試課長
  - (7) 医学・病院事務部学務課長
  - (8) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第3号及び第8号の委員は、センター長が指名する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、センター会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールによりセンター会議を開催する

必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次のセンター会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第11条 委員が、やむを得ない事由によりセンター会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理の者をセンター会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生支援部入試課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名されるセンター次長及び第7条第1項第3号及び第8号の委員の任期は、第5条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則 (令和3年教育マネジメント機構細則第1号)

この細則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年教育マネジメント機構細則第5号)

この細則は、令和5年10月1日から施行する。